

原子力損害賠償補償契約「付属通知書」の変更通知手続の 不備に係る文部科学省への報告について

当社は、原子炉の運転に当たって原子力損害の賠償に関する法律^{注1}に基づく損害賠償措置について、文部科学省と原子力損害賠償補償契約^{注2}（以下「補償契約」）を締結しておりますが、今般、文部科学省からの依頼に基づき、同契約に付帯する付属通知書^{注3}の変更通知手続について確認を行った結果、不備が認められましたので、本日、文部科学省に報告を行いました。

原子力事業者は上記補償契約に基づき、付属通知書の内容に変更が生じた場合には、文部科学省に通知することとなっておりますが、当社は、既に付属通知書で通知していた工事計画について、一部の変更を通知しておりませんでした。

なお、いずれの内容も工事期間の変更であり、設備の安全性に影響を与えるものではありません。

変更通知の手続きが実施されなかった原因は、担当部門において、文部科学省への通知手続への認識が不足していたことに加え、それをチェックする体制が十分でなかったことによるものです。

当社といたしましては、直ちに業務マニュアルの見直し、チェック体制の強化等を行い、再発防止に万全を期してまいります。

注1：原子力損害の賠償に関する法律

原子力損害が発生した場合の賠償制度を定めた法律であり、原子力事業者の無過失・無限責任、損害賠償措置の強制等を規定している。

注2：原子力損害賠償補償契約

原子力損害の賠償に関する法律で原子力事業者に強制される損害賠償措置の1つとして、事業者と政府が締結する契約であり、民間保険で填補しない原子力損害を填補する。

注3：付属通知書

補償契約の締結又は変更に際し、原子力事業者が政府に通知しなければならない事項を記載した書類であり、原子炉の使用目的・基数、原子炉施設の構造・設備、使用する燃料等について記載している。

○添付資料

- ・添付1：原子力損害賠償補償契約付属通知書変更手続きの不備
- ・添付2：原子力損害賠償制度の概要

以 上

原子力損害賠償補償契約付属通知書変更手続きの不備

東海第二発電所			
	届出義務発生年月日	件 名	変更内容概要
1	平成 18 年 7 月 7 日	使用済燃料乾式貯蔵設備の 設置工事の工事計画の変更（①）	工期の変更が必要となったため
2	平成 19 年 10 月 26 日		
3	平成 20 年 12 月 24 日		
4	平成 21 年 9 月 30 日	給水加熱器保管庫設置工事の 工事計画の変更	
5	平成 22 年 2 月 5 日	固体廃棄物作業建屋設置工事の 工事計画の変更（②）	
6	平成 22 年 6 月 24 日	上記（①）	
7	平成 22 年 9 月 30 日		
8	平成 23 年 6 月 23 日		
9	平成 23 年 9 月 8 日	上記（②）	
10	平成 24 年 2 月 21 日	上記（①）	
11	平成 24 年 5 月 25 日		
12	平成 24 年 8 月 13 日		
13	平成 25 年 1 月 29 日		
14	平成 25 年 7 月 2 日		

敦賀発電所 2 号炉			
	届出義務発生年月日	件 名	変更内容概要
1	平成 18 年 8 月 3 日	原子炉容器上部ふた保管庫 設置工事の工事計画の変更	工期の変更が必要となったため
2	平成 18 年 12 月 22 日	非常用電源設備の受電系統の変更 に伴う工事の工事計画の変更	
3	平成 19 年 12 月 27 日		
4	平成 24 年 4 月 19 日		

原子力損害賠償制度の概要

